

# 広瀬会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会の名称は「広瀬会」とする。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は次の各号の通りとする。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 仙台一高野球部に援助並びに寄付行為を行う。
- (3) 仙台一高野球部監督を学校に対して推薦する。

(会 員)

第 3 条 本会の会員の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 仙台第一中学校野球部出身者。
- (2) 仙台第一高等学校野球部出身者。
- (3) 卒業時、野球部に籍をおかなかつた者で、常任幹事会で認められた者。

(顧問及び名誉会員等)

第 4 条 本会は常任幹事会の決定にもとづいて、顧問及び名誉会員を置くことができる。

- (1) 顧問及び名誉会員は、本会对し助言、指導をする。
- (2) 会長は必要に応じ、顧問、名誉会員を招集することができる。

(役 員)

第 5 条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選出)

第 6 条 役員は総会において会員の中から選出する。任期は2年とする。

## 第 2 章 総 会

(総会の開催)

第 7 条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は原則として毎年2月に、臨時総会は必要に応じて会長が招集し開催する。

(総会の議長)

第8条 総会の議長は総会出席者の中から選定する。ただし、議長が選出されるまでは会長が仮議長として総会を執行する。

(総会の議決)

第9条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(付議事項)

第10条 総会の付議事項は次の通りとする。

- (1) 特別会員、名誉会員の承認
- (2) 監督の推薦
- (3) 役員を選任
- (4) 顧問の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 毎年度の事業報告及び収支決算の承認
- (7) 会則変更の承認
- (8) その他の重要事項

### 第 3 章 常 任 幹 事 会

(常任幹事会の構成)

第11条 常任幹事会は、第4条に定められた顧問及び第5条に定められた役員によって構成する。

(常任幹事会の開催)

第12条 常任幹事会は通常総会、臨時総会前及び必要に応じて会長が招集し、開催する。

(常任幹事会の議決)

第13条 常任幹事会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(常任幹事会の運営)

第14条 常任幹事会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 幹事長、副幹事長、広報部長、事業部長の選出。
- (3) その他本会運営に関する重要事項。

### 第 4 章 学 年 幹 事

(学年幹事の構成)

第15条 学年幹事は原則として各学年によって選任された代表1名によって構成する。

(学年幹事の役割)

第16条 学年幹事の役割は、当該学年会員の取りまとめをする。

(学年幹事会の開催)

第17条 学年幹事会は必要に応じて会長が招集、開催し、情報交換をする。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

(会 費)

第19条 本会の年会費は、社会人10,000円、学生3,000円とする。ただし、高校卒業後10年未満及び満70歳以上の社会人は5,000円とする。

(会計事務)

第20条 会計事務は事務局が行う。

(会計の承認)

第21条 会計の予算、決算については監事の監査を受け、総会に報告し承認を受けるものとする。

## 付 則

- 1 本会の事務局は事務局長宅におく。
- 2 この会則は、平成23年2月20日から施行する。

## 広瀬会の慶弔に関する基準

### 1 目的

この基準は、広瀬会会員の慶弔について定める。

### 2 電報

会員が死亡した場合は、「弔電」を送る。

### 3 供花

(1) 会員の中で、次の職にあった者が死亡した場合は、生花を供える。

イ 会長、幹事長、事務局長

ロ 仙台第一高等学校硬式野球部監督

ハ 仙台第一高等学校野球部後援会会長

(2) 前項以外の会員並びに関係者で、当会の発展に多大の貢献をした者については、その都度、広瀬会会長が決定する。

### 4 その他

会員並びに関係者で、当会の発展に多大の貢献をした者の慶事について、祝儀等の贈呈はその都度、広瀬会会長が決定する。

### 付 則

この基準は、平成22年2月21日から施行する。